

障 事 第 4 0 8 号  
令 和 6 年 6 月 7 日

各関係施設・事業所運営法人代表者 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長  
(公印省略)

令和6年度(令和5年度からの繰越分)千葉県障害福祉分野のICT  
導入モデル事業に係る協議について

本県の障害福祉行政に日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記補助事業について、下記のとおり協議を実施しますので、貴法人において当該補助事業によりICTの導入を希望する場合は、別添「作業要領」を参照の上、下記のとおり御提出願います。

なお、期限までに提出がない場合は、該当がないものとして処理しますので御承知おきください。

記

#### 1 対象施設・事業所

千葉県内(指定都市及び中核市を除く。)に所在する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者

#### 2 提出書類

- (1) 別紙1 事業者調査票
- (2) 別紙2 障害福祉分野のICT導入モデル事業 事業計画書(総括)
- (3) 別紙3 障害福祉分野のICT導入モデル事業 事業計画書
- (4) 別紙4 障害福祉分野のICT導入モデル事業 積算内訳
- (5) 導入するICT機器等のパンフレットや見積書等、参考となる書類

#### 3 提出方法

上記2の提出書類を「ちば電子申請サービス」により提出すること。

(ちば電子申請サービスURL)

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=32056](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32056)

#### 4 提出期限

令和6年6月20日(木) (締切厳守)

## 5 留意事項

- (1) 経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」及びこども家庭庁が実施している「令和 5 年度地域障害児支援体制充実のための I C T 化推進事業」により補助を受けた I C T 導入事業については、本事業の補助対象とならないこと。
- (2) 「障害福祉分野のロボット等導入支援事業 (令和 5 年度補正予算分) 実施要綱」による対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。
- (3) 過去に、障害福祉サービス事業者等を対象とする同様の I C T 導入支援補助金 (令和 4 年度障害福祉分野の I C T 導入モデル事業等) により補助を受け、同種の I C T 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象とならないこと。
- (4) 障害福祉サービス事業所等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。  
※見積書は同一機器・同一構成により 2 者以上から徴取すること。  
※ホームページの印刷等、見積書と認められないものは不可。
- (5) 補助を受けるためには、県が、事業者等を対象に開催する研修会へ参加することを要する。
- (6) 過去 5 年以内に監査等により行政処分を受けた法人は、本補助金の対象から除外する。
- (7) 本事業により I C T 機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入 2 か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、県に報告することとする。
- (8) 事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、県等も、事業者の公表情報について県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することとする。
- (9) 本事業は I C T 機器等の導入による生産性の向上の効果測定を行うものであり、事業所新規開設時の補助を目的としていない。については、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならない。

### 《連絡先》

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課 事業支援班 花島  
TEL : 043-223-2308 FAX:043-222-4133  
e-mail : sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp